

議案第4号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「生理休暇」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第17条の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間において不妊治療休暇を与えることができる。

(基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 基山町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

常勤及び非常勤の国家公務員において妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として不妊治療休暇の新設、育児休業取得要件の緩和等が行われており、地方公務員の勤務時間・休暇等その他の勤務条件については、国家公務員の措置と権衡を踏まえることが求められることから国と同様の勤務環境を整備するため基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要がある。

令和4年3月11日原案可決